

沿岸域環境の再生と創造に向けた N P O 活動

(特定非営利活動法人) 海辺つくり研究会理事 木村 尚

1. N P O (N G O) とは

1) 自己紹介

- ・ 1956 年 11 月生まれ 45 歳、東海大学海洋学部卒業
もともとは環境コンサルタント会社に勤務、退職して専属に。
- ・ 海をつくる会会員 (市民ダイバーの環境保全活動)
- ・ 特定非営利活動法人よこはま水辺環境研究会理事 (企業ボランティア)
- ・ よこはまかわを考える会会員 (全国の川の市民活動の連携窓口)
- ・ 特定非営利活動法人海辺つくり研究会理事 (行政と市民のインタープリターとして)

2) N P O 法案の成立と N P O の活用

- ・ 阪神淡路大震災が契機とし「特定非営利活動促進法」が 1998 年 12 月に施行。
市民活動の重要性が強く認識されたが、多くのボランティア団体や市民団体が法人格を持たず、社会的支援制度もなく活動していることが問題となり、超党派の議員立法で成立した。

3) N P O の規定

- ・ Non Profit Organization の頭文字をとった略語で、非・営利・組織 (団体) のことで、剰余利益を構成員に分配しないことを意味するので、営利を目的とせず剰余利益を構成員に分配しない組織すべてをさし、民法第 34 条法人とは分け、特別法人のうちの広義の公益法人及び非営利法人に含まれる。
- ・ N G O は非・政府・組織をさし、政府活動と区分して国連憲章第 71 条に基づき国際畑で活動する N P O 組織を言う。
- ・ 「民間の非営利活動を促進させ、もって政府部門、民間営利部門、民間公益部門の 3 部門で直面している諸課題を解決していく」ために制定された。
- ・ 目的 : 「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」
- ・ 12 分野の活動を行う団体に制限
- ・ 非収益事業には課税しない。
- ・ 市民とは自然人・法人・任意団体・企業・自治体等かなり広い対象が含まれる。
- ・ 自由とは自らの自由意志で参加・不参加が決められる。(団体の私的自治の原則が最優先される。)

- ・ 社会貢献活動とは、社会全体の利益に寄与する。＝不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること。

4) アジェンダ 21 では

- ・ 1992 年に開催された国連環境開発会議（略称：地球サミット）のアジェンダ 21 の Sustainable Development の人類行動計画の第 3 部に「主たるグループの役割」として謳われており、その中で今後の社会では女性や青年、特に N G O などを強化しないと人類の行動計画は達成できないことが示されている。
- ・ 行政・企業・市民などがパートナーシップを構築するには、相互に適度な緊張感を持って、それぞれの団体が平等であること、情報を共有し意思決定へ参加すること、公平な役割分担が必要であるが、250 万人もの会員を有する「グリーンピース」、世界 35 カ国で活動している「地球の友」、年間 100 億円ものプロジェクトを動かしている世界自然保護基金など欧米と比較すると、組織力も資金力も脆弱であるのが現状。

5) 市民活動団体（N P O）と行政のパートナーシップの在り方に関する研究報告概要（自治省（現・総務省）資料）

- ・ 「私的な領域」と「行政的な領域」の間に存在する「パブリックな領域」の諸課題に対応するものとして、N P O への期待が高まる。簡素で、効率的なシステムを確立し、住民の多様なニーズに対応するために、地方公共団体においても N P O の活動と適切に連携を図っていくことが必要。N P O は自らの問題意識で捕らえた課題に対して自らの方法で解決すべく活動を行うものであり、地方公共団体との接点や関わりは部分的・限定的なものとなる。地方公共団体が主に関わりを持ちうるのは、地域に根ざした N P O であり。その際、両者が対等な関係のもとに協働・協調していくことが重要。

6) 私が主として活動する横浜市では

- ・ 「横浜市市民活動推進条例」
市民のニーズが多様化、個別化する中であって、より豊かな市民生活を築くためには、行政及び企業の活動のみならず、地域の住民組織の活動をはじめ、ボランティア活動など非営利で公益的な市民活動も加えた多様な主体によって地域の活動が担われる多元的な社会への転換が必要とされている。
市民活動は、自発性、柔軟性、創造性といった多くの特性を持っており、本来、自主的、自立的に行われるものであるが、一方で市民活動と行政とが互いにその長所を認め合い、適切なパートナーシップの関係を築き、協働した活動を進めることが求められている。こうした協働にあたっては、その活動内容などが市民に開かれていることが重要となってくる。横浜市はこうした市民活動を市民に理解のもとに推進し、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すためこの条例を制定する。

これらの法律や制度はできてきたが、具体的に実行しようとする、特に海では様々な障害がある。

2. 何故こうした活動を始めたのか

1) 仕事はやれど海的环境は良くなりず

- ・ 大学を卒業して、環境調査コンサルティングをやる会社に入社した。小さい会社だったが、会社という方法でそれなりに社会貢献はできていたのではないかと思う。
- ・ やるからには環境を良くしたいという思いはあったが、結果としてみると、あまり良くなっていない。何故か……。会社という仕組みでの限界。
- ・ 海をつくる会に参加。

2) ショッキングだったフロリダでの見学

- ・ 1997 年フロリダのタンパであった C Z に参加。フロリダ半島で環境創造事業、ミティゲーションをやっている箇所を見学。
- ・ 安全に対する考え方の違い。
- ・ 1 から 10 までやっている事業。調査はボランティアを教育して。
- ・ 仕事がなくなる？
- ・ 事業制度の問題。シーブルー事業を手伝い、モニタリングを行った。場を継続的に良くしていくための提案。
- ・ 市民が海に近づけない。私の子どもは、少しでも水に浸かりたい。
- ・ よこはま水辺環境研究会へ参加。理事として N P O 法人格取得。

3) 川では

- ・ 建設省の努力：住民合意形成を図るためにあらゆる工夫をしてきた結果として河川法が改正に向かった。
- ・ 海岸法・港湾法が改正され、環境問題や住民と連携を図ることが大きな改正点。しかし、法律は改正されたものの運用面で大きな課題がある。複雑に様々な法律の網がかかり、従来の関係者や制度から脱却できず、市民団体が活動できない。
- ・ 川では 20 年近く前から活動が盛んに行われ、それらが全国的に連携を図っている。建設省の支援や自治体の職員の活動が大きく貢献していた。
- ・ 環境保護をうったえた反対運動→結果的に何もよくならない。
- ・ あらゆる要望を積極的に提案しようという提案型の活動やその場を積極的に楽しもうという活性化型の活動へ、そしてホタルやトンボなどまちづくりの活動との連動、ネットワーク化。
- ・ 現在、これらが並行して進められている。反対しているからといって、口もきかないということは無くなりつつある。意見の食い違いを認め合い次のステップに進めるかを重視。
- ・ 一般市民の関心をさらに高めていくことが課題。

- ・ よこはまかわを考える会に参加。

4) 従来の社会システムの空白領域

- ・ 現在の繁栄を作ってきたシステムを否定はしない。
- ・ それらのシステムに隙間が生じ、そこに問題が発生している。
- ・ 例えば、河川と海岸の隙間（管理、研究）・陸と海の隙間・港湾と水産の隙間、行政と市民の隙間、漁業者と市民の隙間、体験型環境教育をやる上での隙間
- ・ この隙間を埋める活動はできないか。海辺つくり研究会へ理事として参加。
- ・ 定年まで残り半分、こうしたことを誰かやってもいいのではないか。

3. 活動事例の紹介

1) 海をつくる会

市民ダイバーの環境保全活動

- ・ 山下公園海底清掃大作戦
東京湾の環境保全のため、毎年、市民ダイバーなど約 200 名が集まり、山下公園前の海底を清掃する活動を行い、今年で 21 年目になる。
毎年 2 トン近くのごみを回収、集まってくるダイバーの意識は啓発される。
マスコミでも大きく報道。
関東地方長期ビジョンでも取り上げられた。
課題は結果として減らないゴミ。
水面のゴミは船で回収しているが、海底に堆積するゴミは誰が処理するのか。
- ・ 野島定点観察
横浜で唯一残された 300m ほどの自然海岸。潮干狩り（最盛期に 1 日に 2 万人の人出）など多くの市民に親しまれている。年に数回、定期的に海岸清掃イベントも催されている。
横浜の海の環境の変化を観察するため、毎月、生き物の観察とリスト作成。
横浜市沿岸で唯一残されたアマモ場（アマモ・コアマモ）の分布を継続観察。
潮干狩りとの共存が課題。
アサリは自然発生。潮干狩りは無料。アサリの幼生はどこから来るのか。
この場が維持されるためには、他所に干潟が必要ではないのか。
- ・ これらの活動で田尻賞受賞。

2) 特定非営利活動法人よこはま水辺環境研究会

企業ボランティアとしての活動

- ・ 横浜港ポートサイド地区におけるヨシ原の復元。
横浜市の設計コンペでグランプリを取ったヨシ原のある親水護岸を実現させるため、産・官・学・市民が連携し成功に結びつけた。
事業主体として連携を図れる可能性を示す。
子どもたちからカニに棲む護岸の要望があり、継続中。

- ・ 野島水路におけるヨシ原の復元
 塞がれていた野島水路の開削に伴い消失したヨシ原を復元できないか。
 産官学市民の連携で実証実験。継続中。
- ・ 横浜港新港地区における人工磯浜構築実験
 横浜港MM21地区の護岸は親水護岸として市民が水辺に近づけるよう配慮された設計であるものの、階段護岸前に手すりがあり、眺めるだけの空間になっている。これを、多様な生き物が生息する護岸とし、市民が楽しめるようにできないかと考え、人工タイドプールの実験を行った。
- ・ 横浜港万国橋における藻場造成実証実験
 シーブルー事業で浚渫覆砂が行われた。劇的に環境が改善され、シロギス、ヒラメ、ウミタナゴ、ヒイラギ、ウナギなど多くの生物が生息するようになった。河口域ということもあり、再堆積が（毎年約20mm）進みこのままでは悪化していく恐れがある。
 継続的にメンテナンス事業を行うことは制度上難しい。
 市民としてできることはないか。産官学市民の連携。
 毎月のモニタリングを行うとともに、ワカメ、アマモの生育実験を実施。
 子どもたちを集め観察イベントを実施。（フジテレビで放映）
 水域占用と水産との連携など（許認可）が課題。
- ・ 汽水域セミナーの開催
 環境的にもたいへん重要な空間でありながら、開発圧力が高く、市民が近づきにくい場である汽水域をテーマに、あらゆるものが交じり合うという暗示的な意味合いも込めたセミナー。
 東京湾の環境を復元させることを目的に市民側が主催してセミナーを開催。
 昨年までで3回を行った。パートナーシップをいかにして作るか、市民が水辺に近づけるようにするためには何が必要かなどを議論した。
 海においては行政と市民が対峙関係になりがちであったため、市民側が連携を図り実行委員会形式で主催。行政の協力を得て開催した。
 当初は研究者のみ登壇、徐々に行政の直接関係者が登壇するようになった。
 復元ではなくまずは保全であろうという意見が多い。（保全の定義もまちまち）
 水産関係者の参加を促す目的で、公開セミナー「どうしたら江戸前の海を復元できるか」も開催した。
 一般市民の参加者数を増やすことが課題。
- ・ 海の生き物ふれあい広場
 横浜港MM21地区にある「潮入りの池」は、横浜港の中心部で唯一子どもたちが膝まで水に浸かって遊べる場所である。自然海岸が消滅した場所ではこうした場所はほとんど見られない。

この池で、漁業者と連携し行政の協力を得て、生き物を放し、タッチングプールのイベントを行った。

水族館などの自分は水の外にいて、生き物を触れあう場所とは違い、自分が水の中に入り、生き物と触れ合えるよう配慮。

足を切らないようにカキをケレン。すべらないように藻類をデッキブラシで清掃。4回実施し、延べ2,800人もの参加者があり潜在的な海に対する欲求の高さを窺わせた。

しかし、この場所をほとんどの市民が知らず、探しながらくるという状況になった。(施設宣伝のあり方は検討の余地がある。)

- ・一言で子どもにも親しめるといって、大きくなってきた子どもにとっては磯浜がより楽しめるであろうし、幼い子どもにとって砂浜が安全に楽しめる。画一的ではなく、多様な環境をつくる必要がある。
- ・活動はすべて学会などに発表するとともに、行政に提案書(報告書)として提出し、併せて、多くの市民団体と合同での発表会で発表している。
- ・これらの活動で第3回日本水大賞の環境大臣賞受賞。

3) 海辺つくり研究会

行政と市民のインタープリターとしての活動

- ・夢ワカメワークショップの開催

京浜臨海部再生の検討を目的に、産官学市民が連携し、子どもたちが主体となり、ワカメ・コンブの育成を通じて京浜臨海部の再生を考えることにつながるようワークショップを開催している。(回収は2月23日)

総合学習が言われている中で、自分から身近な問題点を見つけ改善策を考え出すということが課題となっているが、体験型の環境学習をできる身近な場が少ない。(できれば子どもが自転車で行動できる範囲毎に)

インターネットでの情報を書き写して提出し、ごまかしているケースも少なくない。このような場を提供することによって、こうした中から生まれる子どもの感性には目を見張るものがある。

また、京浜港湾工事事務所の会議室をお借りし、イベントを行ったが、高齢の地元の漁業者の方にかつての海について講演を頂くなど、多様な連携を図りつつある。

- ・多摩川河口干潟見学会(トビハゼの棲息地の保全)
絶滅危惧種に指定されているトビハゼが多摩川で唯一観察される場所にて、見学会を開催し、その特殊な場の形成要因について調べている。
- ・アマモ場の保全・再生実験

野島のアマモについては、先に述べたとおりだが、潮干狩りを違法漁具(ジョレン)を用いている人が多いことから、アマモ場が掘り起こされ消滅の危機に

瀕している。

市民が生みに親しむ、あるいは浄化のために海域の栄養を市民の手によって陸上に回収するということで、単純に否定できない。

これらとの共存を図るため、アマモの種を採取し、苗まで育成し、その場に戻せないか実験を行っている。

現在、神奈川県水産総合研究所の水槽で苗を育成している。

- ・ 漁業者との連携による藻場造成実験

横浜市漁業協同組合の若手研究会と連携を図り、藻場造成の実験を行っている。漁業者にとっても子どものころ遊んだ海藻が繁茂する豊かな海をつくるような夢のある仕事がしたいとの話から市民活動との連携をスタートさせた。

実際にはワカメをやっているのだが、徐々にカジメ場の復元に進化させていくことが課題。

4. NPOの環境保全活動上の課題

1) 海岸法・港湾法は改正されたものの

市民団体として実際の海で活動しようとするときに必要な許認可申請。港湾、海上保安、水産と複雑に絡み合う規制。市民が海で活動できるようなシステムになっていない。特に、これまで漁業者との補償問題で苦労している行政、護岸を作った後、企業が占有し、他の目的では例えそれが環境保全や不特定多数の利益につながる行為であっても、市民活動としては認められないなど、制度運用上の問題が山積している。

特に、行政・漁業者・市民の関係をどう整理するのか。市民活動が海に進出したときに必ず問題になると推察される。

2) 海域の環境問題を解決に向け、子どもたちが東京湾で遊べるようにするために

- ・ 本当に東京湾は良くなってきているのか？

継竿から延竿になった私の環境保全活動。

父親が海に入っているとうらやましそうに見ている子どもたち。

上昇している水温（何が理由なのでしょう？）

頻繁に見られるようになった死滅回遊魚

十数年ぶりに見られたスナメリ

葛西の人工海浜に上陸したアカウミガメ

年々減少する干潟の生物

東京湾のノリも不作と聞きます。（リンの不足？）

冬になっても消えない白色イオウ細菌

- ・ 改善すべき制度やシステム

前述した制度上の問題点は、誰が解決するのでしょうか？

NPOをはじめとする市民活動と連携を図り、活動を進めるためには、システムを変えなければならないものがたくさんあるようです。

東京湾で再生という話をするためには、まずはこれまでに行ってきた埋め立ての評価（反省）はきちんとすべきではないでしょうか。

保全すべきものを保全する、それでも不足だから再生を考える。そうした提案はこれまでも市民団体から多くなされてきました。しかし、誰も動いてこなかった。市民団体との信頼関係を作っていくことも大きな課題です。

- ・ N P Oの立場を明確にすること、一般市民の目を海に向けること
海域の環境を保全・再生するための有効な手段としてN P Oとの連携は、おおいに実行されるべきと考えます。そして、より多くの一般市民の目を海に向けていき直接行動に結びつけるよう働きかけることが必要ではないでしょうか。
- ・ 東京湾の再生という話以降、三番瀬がますます注目されています。三番瀬が保全されるためには、三番瀬のことだけ考えていけば良いのでしょうか。三番瀬が保全されるためには、他に干潟が必要な箇所があるのではないかと。水理学的に見て、必要な箇所というのが決められるのではないのでしょうか。これは、野島の干潟が良い例になるのではないかと思います。

人間の利用の都合（ゾーニング）で、再生箇所が決められています。しかし、自然の側から見たら、再生すべき箇所選定は人間の都合でいいとは思えません。

こうした再生箇所の連携を科学的に証明していくという話については、今後の環境水理に期待したいと思います。

学会とN P Oの連携というのも、今後ますます必要になるのではないのでしょうか。こうした活動の積み重ねで、子どもたちがイキイキと遊んでいる東京湾を造っていききたいものです。